

マイナンバー制度への対応

弁護士 水町 雅子

講師略歴

◆ 水町 雅子（みずまちなまさこ）

弁護士（五番町法律事務所）・アプリケーションエンジニア

HP→<http://www.miyauchi-law.com> メール→osg@miyauchi-law.com

- ◆ 東京大学教養学部関連社会科学卒業
- ◆ 富士総合研究所(現、みずほ情報総研)入社
 - ・ システム設計・開発・運用、事業企画、リサーチ等業務に従事
- ◆ 東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻(法科大学院)修了
- ◆ 司法試験合格、法曹資格取得、第二東京弁護士会に弁護士登録
- ◆ 内閣官房社会保障改革担当室参事官補佐
 - ・ 社会保障・税番号制度立案(特に番号法立法作業、情報保護評価立案)に従事
- ◆ 特定個人情報保護委員会上席政策調査員
 - ・ 社会保障・税番号制度における個人情報保護業務に従事
- ◆ 五番町法律事務所設立、現在に至る

AGENDA

1. マイナンバー制度とは
2. 実務への影響
3. マイナンバー法規制
4. マイナンバー準備
5. マイナンバーの今後

1. マイナンバー制度とは

マイナンバー制度とはどのようなものなのか

(1) マイナンバー制度の趣旨

番号制度導入の趣旨

◆ 番号制度とは

- ◆ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（いわゆる番号法、マイナンバー法）に基づく制度
- ◆ 個人番号&法人番号

◆ 一人一人に個人番号(マイナンバー)を

- ◆ ある人を特定するためには、氏名・住所・性別・生年月日が利用される場合が多い
- ◆ × 情報の変更・外字・表記ゆれ等の問題（→次ページ）
- ◆ ○ 個人番号で効率的な情報管理・検索・連携（→次々ページ）

◆ 番号制度によって見込まれる効果

- ◆ 迅速な被災者支援
- ◆ より正確な所得把握（→10ページ）
- ◆ きめ細やかな社会保障政策（→11ページ）
- ◆ 行政の効率化
- ◆ プッシュ型行政の実現



番号制度がないと・・・

- ◆ 転居、改姓、表記ゆれなどがあると、同一人物かどうかの確認に時間を要することも

氏名：番号花子
住所：東京都千代田区霞ヶ関1-1-1
性別：女性
生年月日：平成元年1月22日

氏名：渡辺花子
住所：東京都千代田区五番町3
性別：女性
生年月日：平成元年1月22日



氏名：渡邊花子
住所：東京都千代田区五番町3
性別：女性
生年月日：平成元年1月22日

氏名：渡邊花子
住所：東京都千代田区霞が関3-1-1
性別：女性
生年月日：平成1年1月22日

番号制度導入後は・・・

- ◆ 番号が入ることで、同一人物かどうかの確認が迅速・正確に
→ 情報の検索・管理・連携に効果的

番号: 123456789012

氏名: 番号花子

住所: 東京都千代田区霞ヶ関1-1-1

性別: 女性

生年月日: 平成元年1月22日

番号: 123456789012

氏名: 渡辺花子

住所: 東京都千代田区五番町3

性別: 女性

生年月日: 平成元年1月22日



番号: 123456789012

氏名: 渡邊花子

住所: 東京都千代田区五番町3

性別: 女性

生年月日: 平成元年1月22日

番号: 123456789012

氏名: 渡邊花子

住所: 東京都千代田区霞が関3-1-1

性別: 女性

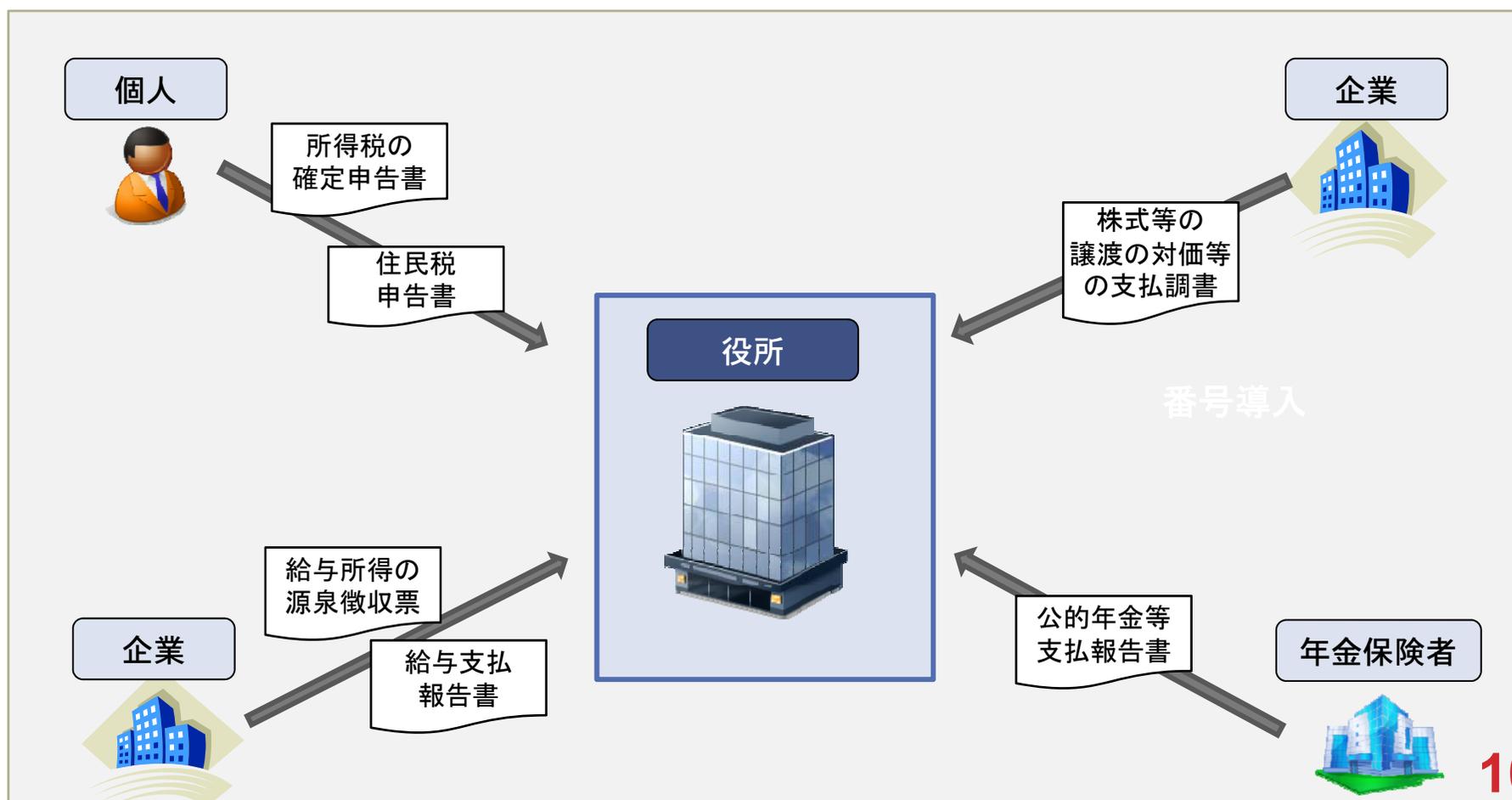
生年月日: 平成1年1月22日

番号制度によって見込まれる効果

- 行政の効率化
- 迅速な被災者支援
- より正確な所得把握 (→10ページ)
- きめ細やかな社会保障 (→11ページ)
- プッシュ型行政の実現

番号制度によって見込まれる効果 (1)

- ◆ 支払を受けた本人から提出される書類と、支払側から提出される書類に番号
→ 所得額の把握が迅速・正確に



番号制度によって見込まれる効果 (2)

◆ 番号で情報連携

→ 機関・制度をまたいできめ細かい社会保障政策の実現



高額療養費制度

番号導入で

総合合算制度

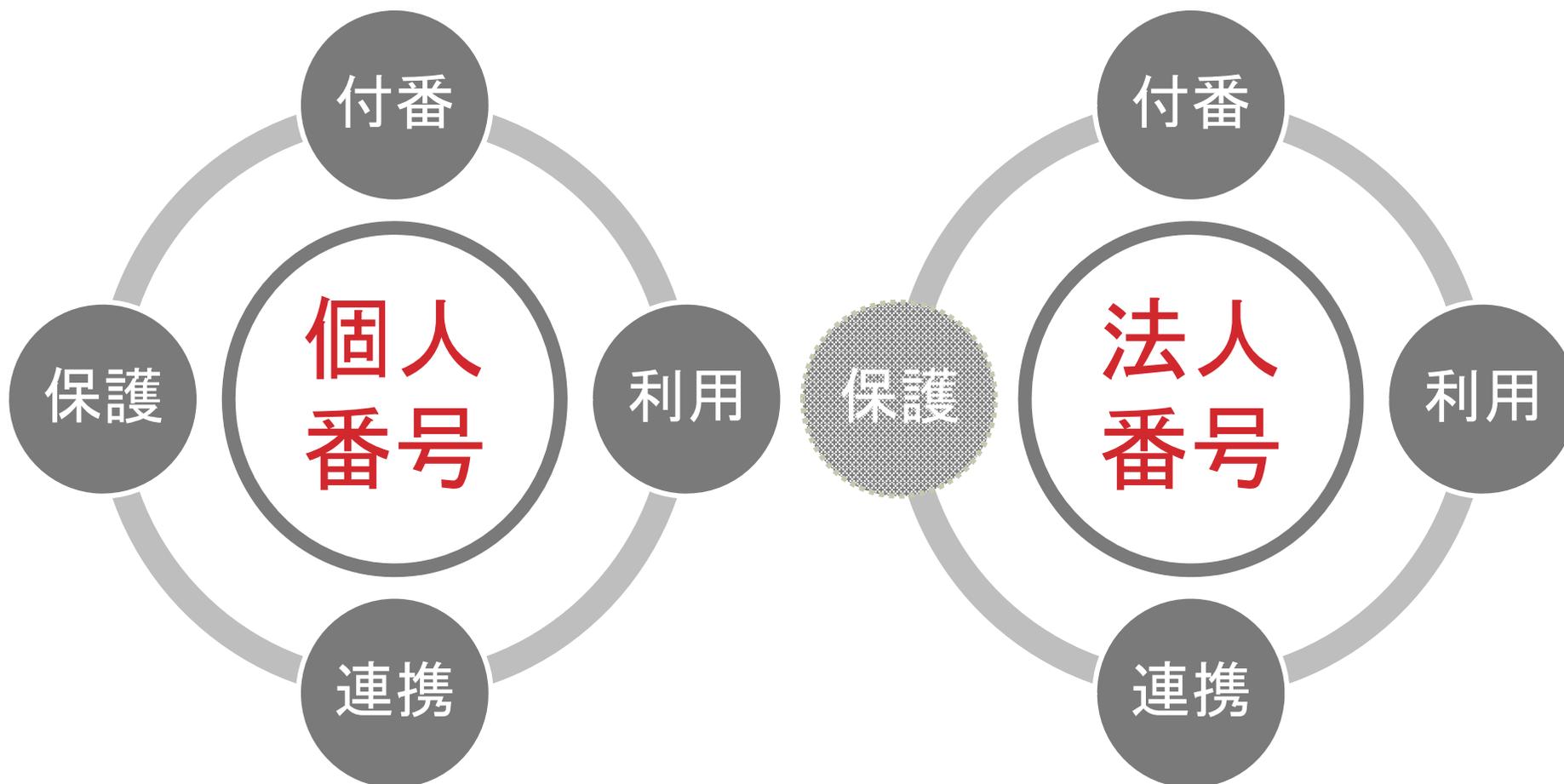
個人からのアクション

番号導入で

行政からの
アクション

(2) マイナンバー制度とは

番号制度とは



個人を特定する個人番号

法人を特定する法人番号

番号制度とは(個人番号)



◆ 付番

- ◆ 全国民・外国人住民が対象
- ◆ 平成27年10月に一齐付番
- ◆ その後は、出生等を契機に付番
- ◆ 本人確認／個人番号の真正性確認書類として、①個人番号カード、②通知カード+身分証明書、③住民票の写し+身分証明書(13ページ)

◆ 利用

- ◆ 社会保障・税・災害対策分野のうち法律又は条例で認められた事務でのみ可
- ◆ 平成28年1月より利用開始

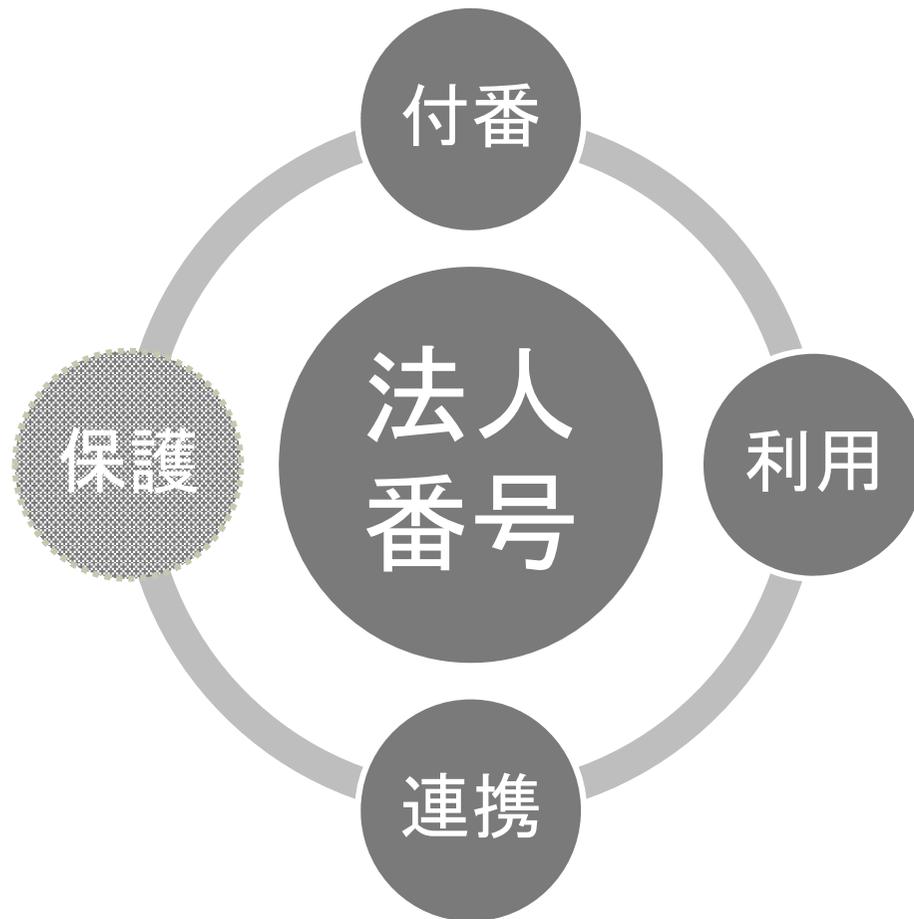
◆ 連携

- ◆ 情報提供ネットワークシステムによる正確・迅速・安全な情報連携
- ◆ 不正な連携防止のため、番号法で認められた場合以外連携禁止
- ◆ 情報提供ネットワークシステムの使用開始は、平成29年7月予定

◆ 保護

- ◆ のちほど

番号制度とは(法人番号)



法人を特定する法人番号

◆ 付番

- ◆ 設立登記をした法人、税法上の届出をする法人・人格のない社団、国の機関、地方公共団体が対象
- ◆ これら以外の法人・人格のない社団であっても、法定調書対象者は届出をすれば付番される
- ◆ 平成27年10月に一斉付番
- ◆ 法人番号については、カードはない

◆ 保護

- ◆ 個人番号と異なり個人のプライバシー権を侵害する恐れがない
- ◆ ただし、人格のない社団については、あらかじめ代表者又は管理人の同意なければ、公表されない

◆ 利用

- ◆ 個人番号と異なり、自由な利用可
- ◆ 社会保障・税・災害対策分野以外でも利用可
- ◆ 平成27年10月より利用可

◆ 連携

- ◆ 国税庁長官は、商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表
- ◆ 個人番号と異なり、自由な連携可
- ◆ 情報提供ネットワークシステムは使用されない

2. 実務への影響

民間では番号制度にどのように関わるのか

民間における個人番号

◆ 民—民—官の「民」の役割

◆ 個人番号は民—民—官と流れる

- ・ 個人→民間企業→税務署
- ・ 個人→民間企業→健康保険組合



◆ 個人—個人番号関係事務—個人番号利用事務

- ・ 介在者、中間の「民」の役割：個人番号関係事務(番号法9条3項)

◆ 社会保障・税の行政手続でのみ、原則利用可

- ◆ 法定調書の提出：従業員・家族・個人取引先
- ◆ 健康保険・雇用保険等：従業員・家族

民間企業における個人番号を取り扱う事務の流れ



- ◆ ①従業員・個人取引先等から個人番号を取得する
 - ◆ 一度取得した後に変更がなされていないか確認する
- ◆ ②本人確認＋個人番号の真正性確認
 - ◆ 本人確認義務は本人から個人番号を受け取る者に課せられる(番号法第16条)
 - ◆ 従業員の扶養家族等の個人番号を受け取る者は、原則として従業員であり企業ではない(例外、年金の3号被保険者)
- ◆ ③書面等に個人番号を記載する
- ◆ ④書面等を税務署や保険者等に提出する

民間企業における個人番号に対する関与



個人を特定する個人番号

◆ 付番

- ◆ 従業員等の個人番号を受け取る際、カード等を用いて、本人確認＋個人番号の真正性確認

◆ 利用

- ◆ 社会保障・税分野のうち行政手続でのみ原則可

◆ 連携

- ◆ 健康保険組合以外は、情報提供ネットワークシステムを使用不可
- ◆ 本人等→民間企業→税務署等への特定個人情報の提供はある

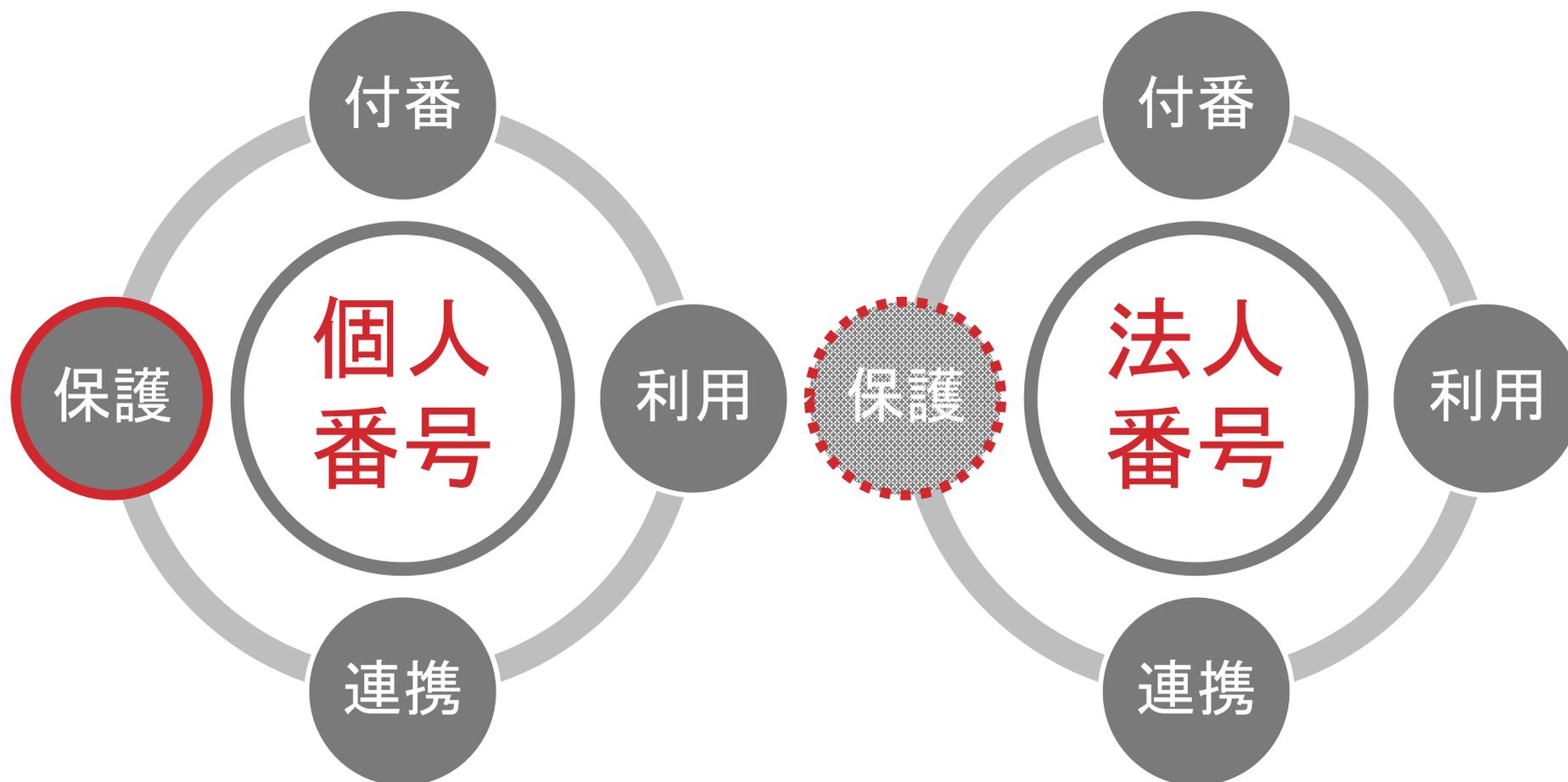
◆ 保護

- ◆ のちほど

3. マイナンバー法規制

マイナンバー法の内容を確認する

番号制度における保護対象



個人を特定する個人番号

法人を特定する法人番号

番号法による保護

- ◆ 番号法は通常の個人情報よりも**一段高い**保護措置を規定する
 - ◆ 個人番号の悪用の危険性に鑑み、個人情報保護法令の特則を定める
- ◆ 番号法と個人情報保護法の関係は？
 - ◆ 番号が入っていなければ、番号法の対象外となり、これまで通り個人情報保護法が適用
 - ◆ 番号が入っていれば、番号法＋個人情報保護法が適用
 - 例)個人番号単体、個人番号＋所得額、個人番号＋保険料額



個人番号の取扱い規制

ひとことではいうと → 必要以上に入手・利用・提供しない。適切に管理する。



◆ 入手規制

- ◆ →提供規制の裏返し

◆ 利用規制

- ◆ 利用範囲の限定
- ◆ 目的外利用の厳格な禁止
- ◆ ファイル作成制限

◆ 提供規制

- ◆ 提供制限
- ◆ 提供の要求制限
- ◆ 収集・保管制限

◆ 管理規制

- ◆ 安全管理措置
- ◆ 委託

◆ 本人からのアクセスの保障

- ◆ 任意代理人による開示・訂正・利用停止請求
- ◆ マイ・ポータル
- ◆ 開示手数料の減免

◆ 全般

- ◆ 特定個人情報保護委員会（プライバシーコミッショナー）
- ◆ 情報保護評価（プライバシー影響評価）
- ◆ 罰則の強化

個人番号の保護のポイント

ひとことでいうと → 必要以上に入手・利用・提供できない。

◆ 利用

- ◆ 社会保障・税・災害対策の3分野のうち、法令で定められた事務でのみ利用可
→ オールマイティーなマッチングキー化を防ぐ
- ◆ 目的外利用を厳しく制限
→ 本人が予期できない利用を防ぐ

◆ 提供

- ◆ 法令で定められた場合以外での提供を制限
→ 個人番号とそれに紐づく情報が転々流通することを防ぐ

ガイドライン

<http://www.ppc.go.jp/files/pdf/261211guideline2.pdf>



個人番号の保護のポイント

ひとことかというと → 必要以上に入手・利用・提供できない。

◆ 管理

◆ 再委託を許諾制に

→一次請けの知らない間に委託が深くなって
責任が曖昧になるのを防ぐ

◆ 全般

◆ 個人番号の保護を任務とする組織「特定個人情報保護委員会」を設立 →国民のプライバシー保護を徹底監督

◆ 罰則の強化

◆ 本人によるアクセスの強化

ガイドライン

<http://www.ppc.go.jp/files/pdf/261211guideline2.pdf>



利用規制： 不適切に利用されないための措置

税・社会保障手続に必要な範囲で利用可能

- ◆ 法定調書作成等のために従業員の個人番号を利用
 - ◆ Q) 従業員管理に個人番号を利用してもよいか？
 - ◆ Q) 同意を取得すれば、従業員番号として利用してもよいか？

- ◆ Q) 法定調書作成等以外のために個人番号カードを利用してもよいか？
 - ◆ 本人確認、個人番号の真正性確認

提供規制： 不適切に提供・入手されないための措置

必要な提供しか許されない

- ◆ 取引先に個人番号の提供を要求してもよいか？
 - ◆ Q) 法定調書作成等のためであればよいか？
 - ◆ Q) 営業目的ならどうか？

- ◆ 警察・裁判所・特定個人情報保護委員会に個人番号を提供してもよいか？

- ◆ どうやって個人番号を入手するのか？
 - ◆ Q) 情報提供ネットワークシステムを使用して入手できるか？
 - ◆ Q) 市町村から入手できるか？

特定個人情報保護委員会

※設置時期→2014年(平成26年)1月1日

任務

個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じること

組織

○委員長1名・委員6名(合計7名)の合議制

(個人情報保護の有識者・情報処理技術の有識者・社会保障又は税制の有識者・民間企業の実務に関する経験者・地方六団体の推薦者を含む)

○委員長・委員は独立して職権を行使(独立性の高い、いわゆる3条委員会)

○任期5年・国会同意人事



主な所掌事務

監視・監督



- 指導・助言
- 法令違反に対する勧告・命令(命令違反には罰則)
- 求報告・立入検査(検査妨害には罰則)
- 情報提供ネットワークシステムの構築等に関する措置要求

特定個人情報保護評価に関すること

- 特定個人情報保護評価に関する指針の作成・公表
- 評価書の承認

広報・啓発

特定個人情報の保護についての広報・啓発

苦情処理

苦情の申出についてのあつせん

意見具申

内閣総理大臣に対する意見具申

監視・監督

指針

評価書

広報・啓発

あつせん

苦情

意見

行政機関・地方公共団体・独立行政法人等

民間事業者

個人

内閣総理大臣

罰則

	行為	法定刑	同種法律における類似既定の罰則			
			行政機関・ 独立行政法人等 個人情報保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法	その他
1	個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、 特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役or 200万以下の罰金or 併科	2年以下の懲役or 100万以下の罰 金	—	—	
2	上記の者が、不正な利益を図る目的で、 個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役or 150万以下の罰金or 併科	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	
3	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、 情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい又は盗用	同上	—	—	同上	
4	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得	3年以下の懲役or 150万以下の罰金	—	—	—	(割賦販売法・ クレジット番号) 3年以下の懲役or 50万以下の罰金
5	国の機関の職員等が、 職権を濫用して特定個人情報 が記録された 文書等を収集	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	—	
6	委員会の 委員等が 、職務上知り得た 秘密を漏えい又は盗用	同上	—	—	1年以下の懲役or 30万以下の罰金	
7	委員会から命令を受けた者が、 委員会の命令に違反	2年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	6月以下の懲役or 30万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	
8	委員会による検査等 に際し、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、 検査拒否等	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	30万以下の罰金	30万以下の罰金	
9	偽りその他 不正の手段により個人番号カードを取得	6月以下の懲役or 50万以下の罰金	—	—	30万以下の罰金	

全般

- ◆ Q) 民間が特定個人情報保護委員会から勧告・命令を受けることはあるのか？
- ◆ Q) 番号法違反をすれば、必ず罰則が適用されるのか？
- ◆ Q) 特定個人情報保護委員会と罰則の関係は？

4. マイナンバー準備

マイナンバー制度への準備として何をすべきか

(1) 総論

やるべきこと

1. 取扱場面の洗い出し

- ◆ 誰が(わが社でマイナンバーを扱ってよい人は誰か)
- ◆ 何のために(わが社でマイナンバーを扱ってよい事務は何か)
- ◆ どんな情報を(わが社でマイナンバーとともに扱って良い情報は何か)

⇒ マイナンバーは取り扱える場合が法律上限定。

洗い出して確認しないと、取り扱えない場面で取り扱ってしまう恐れ

2. どう守っていくかの決定

- ◆ 個人のモラルに委ねず、組織としてどう守るかを定める
- ◆ 組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置
- ◆ マイナンバー情報の取扱いプロセスの中で考える
⇒ 取得→利用→提供→委託→管理・保存→廃棄

やるべきことの基本

1. 取扱場面の洗い出し

- ◆ 基本は、今の事務の流れにマイナンバーを追加
- ◆ 事務フローが大幅に変わるものではない
- ◆ これまでも、機微情報(従業員の収入額・扶養家族の異動情報)を取り扱っていた

2. どう守っていくかの決定

- ◆ 基本は、必要な人が必要な範囲で適切かつ安全に取り扱う
- ◆ これまでも、従業員の収入額・扶養家族の異動情報を取り扱っていたし、人事では、従業員の査定情報等も取り扱っている
- ◆ 他部署を含め、顧客の個人情報も取り扱ってきた
- ◆ 個人情報+αの措置

「具体的取扱いの中でどう守っていくか」なので、1と2は相互に関連

(2) ポイント

準備ポイント

リスク

個人番号によるリスク： なりすまし、過剰紐づけ、索引情報としての悪用

対策

- ◆ 本人確認方法を決定する
- ◆ 必要以上に入手・利用・提供しない
- ◆ アクセス制限
- ◆ 必要がなくなったら確実・安全に廃棄する
- ◆ 委託先の監督
- ◆ 再委託有無をチェック

本人確認

本人確認

- ◆ 実在確認＋番号確認
 - 実在確認:その人がその人自身であること
 - 番号確認:その人の申告している番号が正しいこと
- ◆ 方法
 - **個人番号カード**なら、実在確認と番号確認が1枚で済む。但し希望者のみ。
 - 個人番号カードがないと、実在確認と番号確認を基本的には別々に行う。
 - ◆ 実在確認 ← 身分証明書
 - ◆ 番号確認 ← 通知カード OR 住民票の写し（全員が保有）
 - 実在確認は、従業員の場合は、省略できる
 - ◆ ∵採用時に本人確認。目で見れば、なりすましでないことを確認できる
 - ◆ したがって、**従業員は、通知カードのみでも**
 - ◆ 従業員の扶養家族の場合、基本的には従業員が実在確認&番号確認
 - ◆ ただし、会社が家族の実在確認&番号確認をしなければいけない場合も（3号被保険者）
 - ◆ この場合、委任状＋家族の通知カード

準備ポイント

◆ 必要以上に入手・利用・提供しない

- ◆ 念のためマイナンバーを聞いておこう、いつか必要になるかもはダメ
- ◆ 税・社会保障の担当者のみ必要な範囲内で取り扱う
- ◆ 税務署・健康保険組合・本人等、必要な場合のみ提供

◆ 必要がなくなったら確実に安全に廃棄する

- ◆ 保存年限を超えたら廃棄
- ◆ 確実に安全に廃棄できるように(シュレッダー、溶解等)

◆ 委託先の監督

- ◆ 委託すれば責任を負わなくなるわけでは全くない
- ◆ 委託先が適切にマイナンバーを取り扱うよう監督しなければならない義務が法律上課せられる
- ◆ 監督が不十分だとダメ
- ◆ 委託先の選定(取扱規程・情報保護評価書の確認)、委託契約書(重要事項の確認)、委託先のチェック(定期的に報告を受ける、点検・監査等)

◆ 再委託有無をチェック

- ◆ 再委託を許すなら、委託元の許諾が必要

安全管理措置の検討

基本方針策定		外部への宣言
取扱規程策定		事務マニュアル
組織的 安全管理措置	組織体制の整備	責任者・担当者は誰で何をするか。それ以外の人はいかなる役割も担わない。
	漏えい等事案 対応体制の整備	情報漏えい、滅失、毀損が発生した場合又はそのきざしを見つけた場合に、どのようなルートで報告し、だれが責任者となって動くのか
	取扱情報の明確化	どのような特定個人情報を取り扱うか確認。
	取扱規程に基づく 運用	特定個人情報の取扱記録を作成
	点検	特定個人情報の取扱状況を定期的に点検
人的 安全管理措置	従業員の監督	
	従業員の教育	

安全管理措置の検討

物理的安全管理措置	取扱場所の制限	誰でも自由に特定個人情報を見ることができないように、仕切りや座席配置を工夫
	盗難等の防止	施錠、セキュリティワイヤー等
	持ち出し時の措置	暗号化、パスワード、封緘等
	取扱規程に基づく運用	特定個人情報の取扱記録を作成
	廃棄	必要がなくなれば、安全かつ確実に廃棄
技術的安全管理措置	アクセス制御	マイナンバーを取り扱うシステム・人の限定 マイナンバーと紐づけて良いのは必要な範囲の情報のみ
	不正アクセス等の防止	ファイアウォール、セキュリティ対策ソフトウェア、不正ソフトウェアの有無の確認、ログ等の分析による不正アクセス等の検知、ソフトウェア等を最新状態とする等
	情報漏えい等の防止	暗号化、パスワード等

5. マイナンバーの今後

マイナンバー制度の今後

(1) 情報保護評価

情報保護評価とは

情報保護評価とは何か

- 日本版プライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment）
- セキュリティ評価やシステム監査ではない
- 特定個人情報の取扱い実態を明らかにし、リスク対策を検討・公表するためのもの

実施側が宣言すること

1. 個人番号を取り扱う必要があるので取り扱います
2. 個人番号と共に取り扱う必要のある個人情報を取り扱います
3. 特定個人情報を適切に取り扱うために、各種リスク対策を事前に講じます

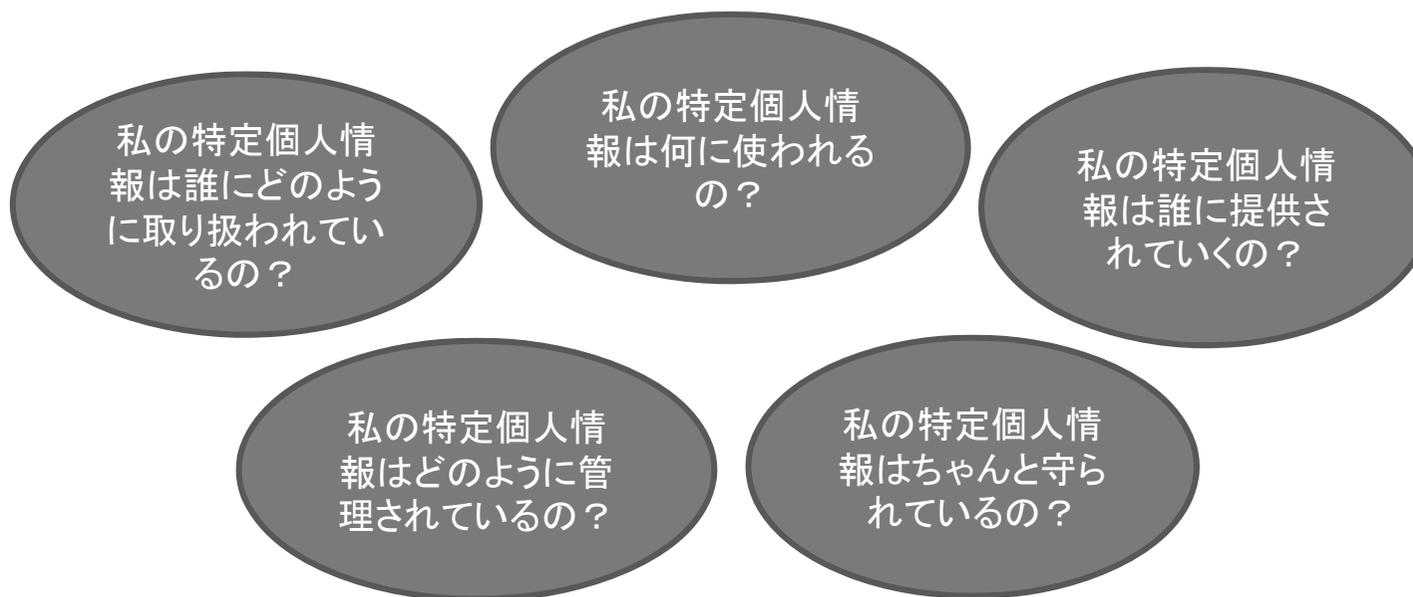
評価書からわかること

- どのように特定個人情報を取り扱うか
- どのようなリスク対策を講じるのか
- 評価実施機関はプライバシー保護についてどのように取り組んでいるのか

情報保護評価の意義(個人にとって)

◆ 個人から見た意義

- 今まではブラックボックスだった個人情報の取扱いを透明化



<http://www.miyauchi-law.com/150124pia.pdf>



詳しくは、水町までお気軽に

情報保護評価の意義(実施側にとって)

◆ 評価実施機関側から見た意義

- 特定個人情報を取り扱う必要性を個人／消費者に理解してもらえる
 - ✓ 「危ない」VS「必要だ」の原理主義的論争に陥らず、具体的に説明できる
- 特定個人情報を取り扱うに当たって注意すべき点が見える
 - ✓ 職員の意識の向上
- 特定個人情報を適切に取り扱うことを個人／消費者にアピールできる
 - ✓ 取扱いの適正性を具体的にアピール
 - ✓ 「危ない」VS「必要だ」の原理主義的論争に陥らず、
詳細な評価書を基に、問題点を具体的に個人／消費者と討論できる

情報保護評価の義務付け対象者

義務付け対象者	具体例
行政機関の長	<ul style="list-style-type: none"> 総務大臣 (情報提供ネットワークシステム運営事務) 内閣総理大臣 (マイ・ポータル運営事務) 国税庁長官 (国税事務) 厚生労働大臣 (ハローワーク、労災等) 等
独立行政法人等	<ul style="list-style-type: none"> 日本年金機構 (年金事務) 日本学生支援機構 (奨学金事務) 等
地方公共団体情報システム機構	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号とすべき番号の生成事務 等
地方公共団体の長その他の機関	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事 (住基事務、生活保護事務、地方税事務等) 市町村長 (住基事務、介護保険事務、児童福祉事務、地方税事務等) 等
地方独立行政法人	<ul style="list-style-type: none"> ほぼ該当なし
情報提供ネットワークを使用した 情報連携を行う事業者	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険組合 (健康保険事務)

評価書記載事項

※ 全項目評価書の例

- 表紙
 - ✓ どんな評価か
- I 基本情報 … 事実
 - ✓ 評価対象の基本的情報(どんな事務?どんなシステム?)
- II 特定個人情報ファイルの概要 … 事実
 - ✓ どのように特定個人情報を取り扱うかの詳細
 - ✓ 入手・使用・委託・提供・移転・保管・消去プロセスごとの事実
- III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 … 対策
 - ✓ どのようなリスク対策を行うかの詳細
 - ✓ 入手・使用・委託・提供・移転・保管・消去ごとのリスク対策
- IV その他のリスク対策 … 対策
 - ✓ プロセスごとではない全般的な対策
- V 開示請求、問合せ
 - ✓ 開示請求等をするにはどうすればいいか
- VI 評価実施手続
 - ✓ どのように評価したか

事実(I II)を踏まえてのリスク対策(III IV)

リスクはプライバシーリスクであって...

入手

- 目的外の入手が行われるリスク
対象者以外、必要な項目以外、その他使用目的外の入手を防止するための対策
- 不適切な方法で入手が行われるリスク
入手元が使用目的を認識できるか、入手元に不必要な負担を負わせないかなど
- 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク
本人確認、マイナンバーの真正性確認、正確性確保など
- 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク
安全か

使用

- 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク
使用目的以上に、また事務に必要なのない情報と結び付けられないための対策
- 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク
ユーザ認証、アクセス権限、記録など
- 従業者が事務外で使用するリスク

リスクはセキュリティリスクに限られない

委託

- 委託先(再委託先以降も含む)が適正に情報を取り扱わないリスク
体制、ルール、契約、記録など

提供

- 不正な提供・移転が行われるリスク
記録、ルールなど
- 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク
安全か
- 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク
誤提供・誤移転対策など

保管・消去

- 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク
NISC政府機関統一基準群、体制、規程、周知、物理的対策、技術的対策、
バックアップ、事故発生時手順、過去の事故、再発防止策、死者の情報管理など
- 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク
情報の鮮度、正確性
- 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク
消去手順など

(2) 医療等番号

個人番号は原則として医療に用いない

◆ 個人番号カードを健康保険証に

- マイナンバーは裏面のみ
- 【2017年7月以降】

◆ 医療連携や研究に利用可能な番号の導入

- マイナンバーそのものは用いずに、マイナンバーを元に電磁的符号(公表は予定しない?)を生成
- 電磁的符号を基にした情報連携・情報管理
- 【2018年度から段階的運用開始、2020年の本格運用を目指す】

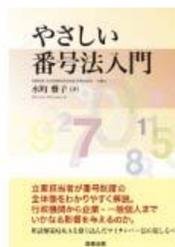
◆ 参考資料

- 平成27年5月29日産業競争力会議課題別会合(第6回)厚生労働省提出資料、甘利大臣提出資料
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/kadaibetu/dai6/siryou1.pdf>
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/kadaibetu/dai6/siryou3.pdf>
- 医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会 中間まとめ
http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000068086.pdf

参考

書籍

◆ マイナンバー入門



「やさしい番号法入門」(商事法務、2014年)

どういう場面でマイナンバーを取り扱うか、どのような取扱い規制を遵守する必要があるか、今後のスケジュールなどを、条文解説に踏み込まずに簡単に解説



「Q&A番号法」(有斐閣、2014年)

「マイナンバーから病歴・犯罪歴がわかってしまうの?」「国が情報を一元管理しているの?」という疑問から、番号法の解釈要点まで、番号制度のポイントを1問1答形式で解説

「マイナンバーの疑問に答えます(仮題)」(中央経済社、2015年9月)

◆ 上級者向け

「マイナンバー法の論点整理～ガイドラインの解説と企業における実務運用～」
(仮題、日本法令、2015年秋) ← ガイドラインの解説

「特定個人情報保護評価のための番号法解説～プライバシー影響評価のすべて～」
(第一法規、2015年秋) ← 情報保護評価の解説

「マイナンバー法逐条解説」(仮題、商事法務、2016年春)

ネット記事

◆ ITpro（日経BP社）

◆ 作った人が明かすマイナンバー

- <http://itpro.nikkeibp.co.jp/atcl/column/15/052100128/?TOC=1>
- [第1回 国家管理？マイナンバーの本当の目的とは？](#)
- [第2回 マイナンバー法・ガイドラインの読み解き方](#)
- [第3回 我が社もできる「安全管理措置」](#)
- [第4回 実はカンタン、「プライバシー影響評価」](#)

◆ 作った人が明かすマイナンバー プライバシー影響評価(PIA)のウソホント(仮題) 予定

◆ マイナンバーSCOPE（日経BP社） 予定

◆ WEB労政時報 予定

◆ ITをめぐる法律問題を考える

- ◆ <http://d.hatena.ne.jp/cyberlawissues/>

マイナンバー、個人情報、国との交渉、制度案策定、法律案作成
その他に関するお問い合わせ、ご相談がありましたら、お気軽にどうぞ

<http://www.miyauchi-law.com/mynumber.html>

<http://www.miyauchi-law.com/gyoumu.html>

五番町法律事務所 弁護士 水町 雅子

電話 → 03-3239-5400

メール → osg@miyauchi-law.com